

4 監 第 3 9 号  
令和4年11月17日

二本松市長 三保 恵一 様

二本松市監査委員 守岡 健次

二本松市監査委員 佐藤 有

令和4年度定期監査の結果について（提出）

このことについて、地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により令和4年度定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

4 監 第 3 9 号  
令和4年11月17日

二本松市議会議長 本多 勝実 様

二本松市監査委員 守岡 健次

二本松市監査委員 佐藤 有

令和4年度定期監査の結果について（提出）

このことについて、地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により令和4年度定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

## 令和4年度定期監査結果報告書

### 1 監査基準

本監査は、二本松市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠し実施した。

### 2 監査の概要

#### (1) 監査の種類（根拠法令）

定期監査（地方自治法第199条第2項及び第4項）

#### (2) 監査の対象

##### ① 対象部局

市民部

生活環境課（大平住民センター含む）・市民課

国保年金課（岩代国保診療所含む）

##### ② 対象範囲

令和4年4月1日から令和4年9月30日までの執行分

#### (3) 監査の実施日程等

① 監査の期間 令和4年10月26日から令和4年11月16日まで

② 監査委員監査 令和4年11月15日・16日

③ 監査実施場所 監査委員事務局

#### (4) 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、適法、適正、かつ効率的に行われているか、また、それら事業は経費に見合った効果を挙げているか等を主眼とした。

#### (5) 監査の主な実施内容

あらかじめ提出を求めた定期監査資料及び書類並びに帳簿類を調査するとともに、部長以下関係職員の出席のもと、事務事業の概要及び執行状況について説明を受け、必要に応じて質疑等を行った。

### 3 監査の結果

事務の執行が適法、適正、かつ効率的に行われているかどうかという観点から監査を実施した結果、概ね適正に執行されていると認められたが、次に記載のとおり改善を要する事項（指摘事項）があったので、内容を十分把握・精査のうえ、必要な措置を講じられたい。

なお、事務処理上改善及び留意すべき事項で軽微なものについては、監査執行の際に改善を指導した。

#### **4 改善を要する事項（指摘事項）**

令和元年10月に業者選考伺書、随意契約理由書等の様式が改正され、令和2年、3年においても財政当局から注意喚起されているにもかかわらず、いまだに旧様式を使用している例が散見されており、本件については、令和元年度の市民部の定期監査時においても指摘した事項であるため、早急に改善すること。

また、業務委託等の仕様書に支払方法が記載されていないものも多数見受けられたので、物品調達等契約事務の手引等を基に適切な事務処理が行われるよう、所属課職員への周知を徹底するとともに、常に決裁及び文書審査時のチェック体制に十分に意を配して対処すること。

なお、上記の指摘事項については、全庁的に改善する必要があるため、財政当局から再度全庁的に周知徹底を図ること。